

令和8年亀岡市議会定例会9月議会

提出予定議案の概要

令和 8 年亀岡市議会定例会 9 月議会提出予定議案

1 議 案

(予算関係)

- (1) 令和 8 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 2 号)
- (2) 令和 8 年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- (3) 令和 8 年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- (4) 令和 8 年度亀岡市西加舎財産区特別会計補正予算 (第 1 号)

(条例制定関係)

- (1) 亀岡市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 亀岡市手数料徴収条例及び亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 亀岡市福祉医療費支給条例及び亀岡市老人医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

(決算認定関係)

- (1) 令和 7 年度亀岡市一般会計及び各事業特別会計 (公営企業除く) 決算認定について
- (2) 令和 7 年度亀岡市水道事業会計決算認定について
- (3) 令和 7 年度亀岡市下水道事業会計決算認定について
- (4) 令和 7 年度亀岡市病院事業会計決算認定について
- (5) 令和 7 年度亀岡市亀岡財産区ほか 29 財産区特別会計決算認定について

(契約関係)

- (1) 財産の取得について

(その他)

- (1) 財産の無償譲渡について
- (2) 市道路線の認定について
- (3) 令和 7 年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- (4) 令和 7 年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

2 報 告

(予算関係)

- (1) 令和 7 年度亀岡市一般会計予算の継続費精算報告について

(地方自治法第180条関係)

(1) 損害賠償額の決定について

(その他)

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率の状況について

会 計 別 予 算 の 状 況

(単位：千円)

会 計 別		補正前の額	補 正 額	補正後の額
一 般 会 計 (第 2 号)		46,831,700	956,500	47,788,200
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計 (第 1 号)	8,857,000	3,299	8,860,299
	介 護 保 険 事 業 会 計 (第 1 号)	7,766,000	20,062	7,786,062
	西 加 舎 財 産 区 会 計 (第 1 号)	2,320	1,000	3,320

補 正 予 算 会 計 別 主 要 内 容

1 一般会計（第2号）

（単位：千円）

款 別	補正予算額	主 な 内 容	金 額
総 務 費	702,590	庁舎維持管理経費増 財産管理経費増 移住・定住促進経費増 コミュニティ推進経費増 市税賦課事務経費増	4,500 690,000 1,000 1,000 2,090
民 生 費	21,585	地域介護基盤整備促進事業経費増	20,475
衛 生 費	34,528	南丹病院組合経費増 保健事業経費増	33,585 443
農 林 水 産 業 費	60,789	畜産振興関係経費増	60,789
商 工 費	5,000	商工業振興対策経費増	5,000
土 木 費	44,000	道路維持経費増 道路新設改良事業費増 排水路維持経費増 緑花推進経費増	19,368 12,132 3,000 9,000
消 防 費	4,960	災害対策経費増	4,960
教 育 費	83,048	事務局事務経費増 いじめ防止対策経費増 学校建設事業費（小学校費）増 学校建設事業費（中学校費）増 社会教育施設管理経費増	2,900 2,500 12,974 62,974 1,700
計	956,500		
財 源	956,500	一般財源 ・ 繰越金 ・ その他 特定財源 ・ 府支出金 ・ 繰入金 ・ 市債 ・ その他	843,712 100 22,530 23,733 61,400 5,025

2 継続費

変更前

(単位：千円)

款	事業名	総額	年度	年割額
教 育 費	学 校 施 設 整 備 事 業 (小 ・ 中 学 校 費) (育 親 学 園 校 舎 等)	4,087,146	令和6年度	1,173,578
			令和7年度	2,594,214
			令和8年度	319,354

変更後

(単位：千円)

款	事業名	総額	年度	年割額
教 育 費	学 校 施 設 整 備 事 業 (小 ・ 中 学 校 費) (育 親 学 園 校 舎 等)	4,113,094	令和6年度	1,173,578
			令和7年度	2,594,214
			令和8年度	345,302

3 特別会計

(単位：千円)

会 計 別	補正予算額	主 な 内 容	金 額
国民健康保険事業 (第1号)	3,299	償還金及び還付加算金増	3,299
介護保険事業 (第1号)	20,062	償還金及び還付加算金増	20,062

財産区特別会計補正予算の概要

会計名	補正前の額	補正額	計	主な内容
亀岡市西加舎財産区 特別会計補正予算（第 1 号）	千円 2,320	千円 1,000	千円 3,320	諸支出金増 1,000千円
補正額の合計	1,000千円			

亀岡市認可地縁団体印鑑条例の一部
を改正する条例案要綱

- 1 地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

亀岡市循環型社会推進条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 指定ごみ袋の交付を受けるときの手数料を次のとおり改正すること。

		現行	改正後
可燃物	大型（４０リットル） １枚につき	４０円	８０円
	中型（３０リットル） １枚につき	３０円	６０円
	小型（２０リットル） １枚につき	２０円	４０円
	最小型（１０リットル） １枚につき	１０円	２０円
不燃物	中型（３０リットル） １枚につき	３０円	６０円
	小型（１５リットル） １枚につき	１５円	３０円

- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和１０年４月１日から施行すること。

亀岡市手数料徴収条例及び亀岡市印鑑条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行により、在留カード又は特別永住者証明書と個人番号カードを一体化した特定在留カード等の運用が開始されたことに伴い、関係する条例の規定整備を図ること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。

亀岡市福祉医療費支給条例及び亀岡市老人医療費支給
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 医療法等の一部を改正する法律の一部施行による社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、関係する条例の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

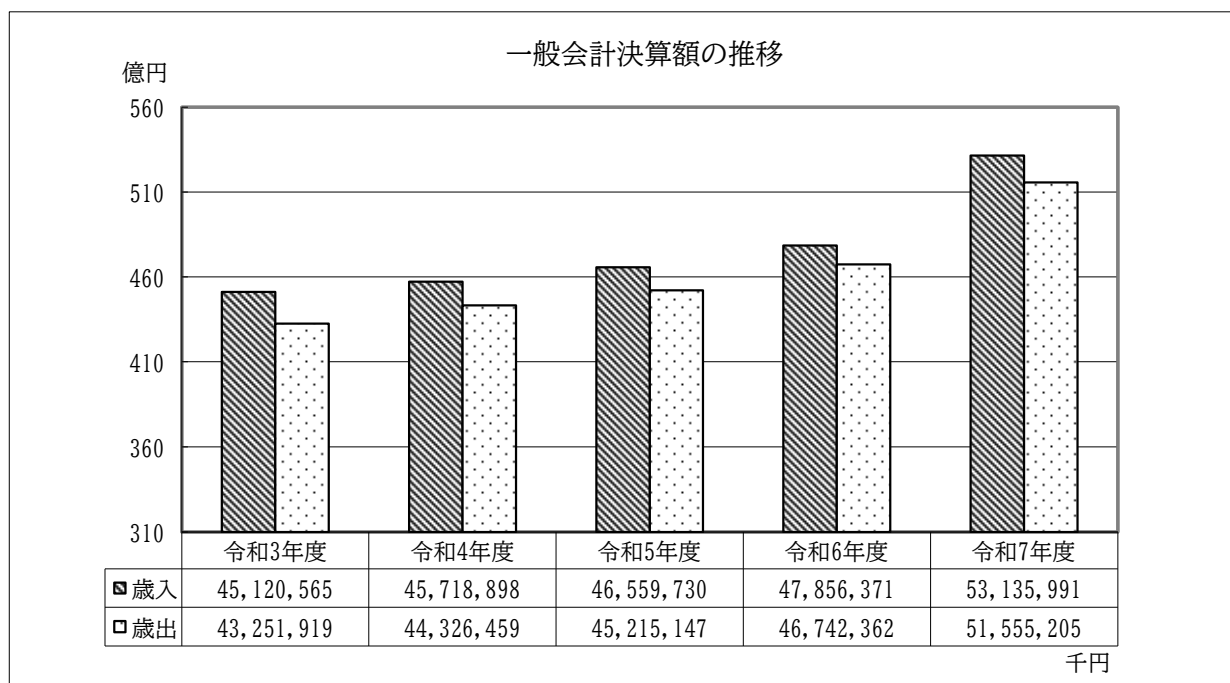
令和7年度決算の概要

令和7年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算額は次のとおりです。

1 一般会計

(単位：円)

会計区分	歳入 A	歳出 B	形式収支 A-B	翌年度へ繰り越すべき財源 C	実質収支 A-B-C	実質収支のうち 基金繰入額
一般会計	53,135,990,626	51,555,205,272	1,580,785,354	204,788,000	1,375,997,354	



2 特別会計

(単位：円)

会計区分	歳入 A	歳出 B	形式収支 A-B	翌年度へ繰り越す べき財源 C	実質収支 A-B-C	実質収支のうち 基金繰入額
国民健康保険事業 特別会計	8,766,884,304	8,750,140,316	16,743,988		16,743,988	
休日診療事業 特別会計	31,925,621	24,049,484	7,876,137		7,876,137	
介護保険事業 特別会計	7,983,621,233	7,952,531,278	31,089,955		31,089,955	
後期高齢者医療事業 特別会計	1,784,745,398	1,742,652,930	42,092,468		42,092,468	
土地取得事業 特別会計	820,734	820,734	0		0	
曾我部山林事業 特別会計	27,404	952	26,452		26,452	
財産区会計 (30財産区)	76,630,467	52,321,086	24,309,381		24,309,381	600,000

3 企業会計

(単位：円)

会計区分	事業収益 A	事業費用 B	当年度純利益 C (A-B)	前年度利益剰余金 (未処分利益剰余金) D	前年度処分額 E	当年度変動額 F (Cを除く)	当年度未処分利益 剰余金 (D-E+F+C)
水道事業会計	1,635,521,493	1,526,543,324	108,978,169	346,876,259	346,876,259	144,429,929	253,408,098

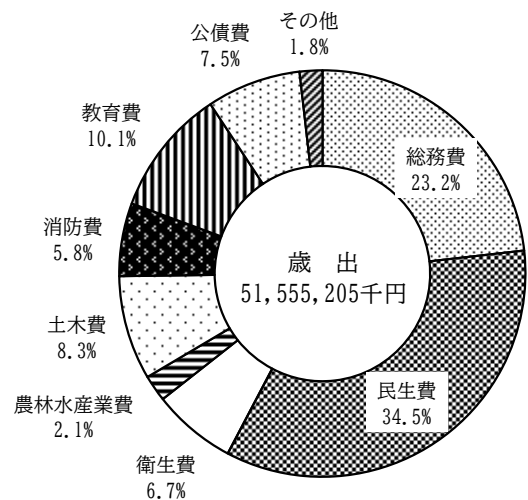
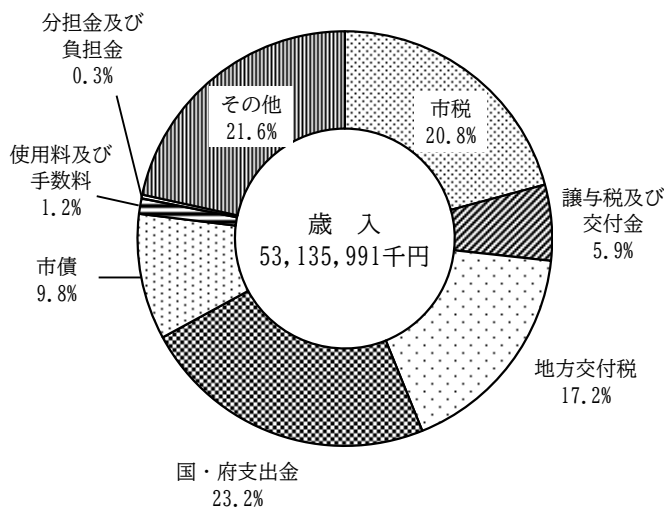
会計区分	事業収益 A	事業費用 B	当年度純利益 C (A-B)	前年度利益剰余金 (未処分利益剰余金) D	前年度処分額 E	当年度変動額 F (Cを除く)	当年度未処分利益 剰余金 (D-E+F+C)
下水道事業会計	2,892,331,010	2,730,648,496	161,682,514	556,923,447	556,923,447	278,524,152	440,206,666

会計区分	事業収益 A	事業費用 B	当年度純利益C (A-B)	前年度未処理欠損金 D	前年度処分額 E	当年度変動額 F (Cを除く)	当年度未処理欠損金 (D-C)
病院事業会計	3,784,000,548	3,740,792,247	43,208,301	529,219,319	—	—	486,011,018

一般会計歳入歳出内訳

歳 入 (単位：円)		
款	決算額	構成比 (%)
1 市 税	11,054,171,399	20.8
2 地 方 譲 与 税	259,736,000	0.5
3 利 子 割 交 付 金	23,130,000	0.0
4 配 当 割 交 付 金	129,560,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	191,343,000	0.4
6 法人事業税交付金	177,454,000	0.3
7 地方消費税交付金	2,184,418,000	4.1
8 ゴルフ場利用税交付金	76,652,327	0.1
9 環境性能割交付金	45,996,000	0.1
10 地方特例交付金	82,995,000	0.2
11 地 方 交 付 税	9,125,580,000	17.2
12 交通安全対策特別交付金	8,313,000	0.0
13 分担金及び負担金	162,412,287	0.3
14 使用料及び手数料	656,137,954	1.2
15 国 庫 支 出 金	8,686,676,024	16.4
16 府 支 出 金	3,618,449,448	6.8
17 財 産 収 入	91,177,807	0.2
18 寄 附 金	4,514,955,947	8.5
19 繰 入 金	5,282,015,557	10.0
20 繰 越 金	1,114,008,412	2.1
21 諸 収 入	425,608,464	0.8
22 市 債	5,225,200,000	9.8
合 計	53,135,990,626	100.0

歳 出 (単位：円)		
款	決算額	構成比 (%)
1 議 会 費	283,258,561	0.6
2 総 務 費	11,960,987,975	23.2
3 民 生 費	17,758,268,875	34.5
4 衛 生 費	3,431,016,308	6.7
5 労 働 費	910,705	0.0
6 農林水産業費	1,105,432,801	2.1
7 商 工 費	630,403,586	1.2
8 土 木 費	4,289,330,931	8.3
9 消 防 費	2,988,881,979	5.8
10 教 育 費	5,221,013,543	10.1
11 災 害 復 旧 費	9,788,923	0.0
12 公 債 費	3,875,911,085	7.5
合 計	51,555,205,272	100.0



財産の取得について

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名称及び数量 | タブレット端末等 1, 890 台分 |
| 2 | 購入金額 | 金 115, 922, 840 円 |
| 3 | 購入先 | 大阪府東大阪市長田中 3 丁目 5 番 44 号
株式会社ライオン事務器
大阪本店長 大曾根 要 |
| 4 | 購入方法 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約 |
| 5 | 契約概要 | 亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校における令和 9 年度新小・中学 1 年生用タブレット（i P a d）等を 1, 890 台分購入する。 |

財産の無償譲渡について

1 無償譲渡しようとする財産

所在地	地 目	面 積
亀岡市禰田野町天川町畑2番4	雑種地	380.00m ²
亀岡市禰田野町天川町畑2番6	雑種地	13.36m ²

2 無償譲渡しようとする相手方

所在地 亀岡市禰田野町天川本山4番地
名 称 延福寺
代表者 代表役員 松 下 暢 樹

市道路線認定説明書

認定しようとする路線

路線 番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
18335	宇 津 ノ 辺 線	亀岡市篠町柏原宇津ノ辺33番12先	44.74m	6.01m
		亀岡市篠町柏原宇津ノ辺33番22先		18.01m

令和 7 年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金
の処分について

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度亀岡市
水道事業会計未処分利益剰余金 2 5 3 , 4 0 8 , 0 9 8 円のうち
1 4 4 , 4 2 9 , 9 2 9 円を資本金に組み入れること。

令和 7 年度亀岡市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	10,094,339,826	608,208,063	253,408,098
議会の議決による処分額	144,429,929	0	△144,429,929
資本金への組入れ	144,429,929	0	△144,429,929
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 7 条による処分額	0	0	△108,978,169
減債積立金の積立て	0	0	△108,978,169
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	10,238,769,755	608,208,063	(繰越利益剰余金) 0

令和 7 年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度亀岡市
下水道事業会計未処分利益剰余金 4 4 0 , 2 0 6 , 6 6 6 円のうち
2 7 8 , 5 2 4 , 1 5 2 円を資本金に組み入れること。

令和 7 年度亀岡市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	9,024,276,500	3,091,161,721	440,206,666
議会の議決による処分額	278,524,152	0	△278,524,152
資本金への組入れ	278,524,152	0	△278,524,152
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 7 条による処分額	0	0	△161,682,514
減債積立金の積立て	0	0	△161,682,514
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	9,302,800,652	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0

損害賠償額の決定について

1 損害賠償の額 1, 900, 800円

2 損害賠償の相手方 市外在住者

3 事故の概要

令和8年2月20日午前8時30分頃、亀岡市下矢田町1丁目地内において、相手方車両が仕切弁ボックス上を通過した際に仕切弁ボックスの突出部分と当該車両のフロントバンパーが接触し、当該車両が破損した。